

2019年5月14日

お客さま各位

株式会社きらぼし銀行

## きらぼしでんさいサービスにおける「記録機関変更記録」の取扱開始について

平素は、きらぼし銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

きらぼしでんさいサービスにおいて、他の電子債権記録機関(以下、「提携記録機関」といいます。)との提携による「記録機関変更記録」のお取扱を下記の通り開始しますので、お知らせいたします。

### 1. 取扱開始予定日

2019年7月8日(月)

### 2. 記録機関変更記録の概要

提携記録機関の電子記録債権を「でんさい」に移行することができます。

これにより、提携記録機関で受領した電子記録債権を当行で「でんさい割引」に利用できるようになります。尚、「でんさい割引」のご利用には当行所定の審査があります。

### 3. 提携記録機関

- ・SMBC 電子債権記録株式会社
- ・みずほ電子債権記録株式会社

### 4. 手数料

記録機関変更記録のご利用手数料は4,320円(税込)です。

※上記手数料とは別に、提携記録機関においても手数料を定めている場合があります。

※提携記録機関からの記録機関変更記録申請後に何らかの事由により記録機関変更記録が不成立となった場合でも、上記手数料が発生いたします。

### 5. ご利用にあたっての留意事項

- (1) 債権者及び債務者双方が、提携記録機関及び株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」といいます。)双方と、事前に記録機関変更記録が利用可能な契約を締結しておく必要があります。
- (2) 記録機関変更記録を行う場合には、提携記録機関及びきらぼしでんさいサービス双方で記録機関変更記録の申請・操作を行う必要があります。
- (3) 「発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合」等、所定の事由に該当する場合は、記録機関変更記録を行うことはできません。

## 6. でんさいネットにおける「業務規程」「業務規則細則」の改正について

でんさいネットでは「記録機関変更記録」の取扱開始に伴い、2019年7月8日(月)に「業務規定」「業務規則細則」を改正する予定です。

改正後の「業務規程」「業務規則細則」は、当行ホームページにも掲載いたします。

以上

《本件に関するお問い合わせ》

きらぼしビジネスネットヘルプデスク

<旧東京都民銀行店舗のお客さま>

 0120-103-822

<旧八千代銀行店舗のお客さま>

 0120-814-778

受付時間: 平日9:00~18:00(銀行休業日はご利用いただけません。)